

行政評価委員会説明資料

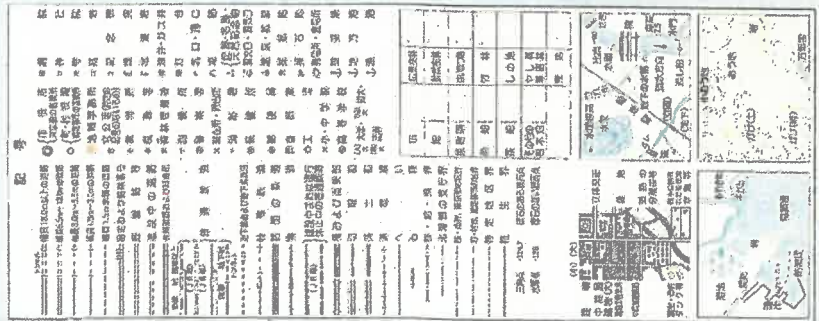
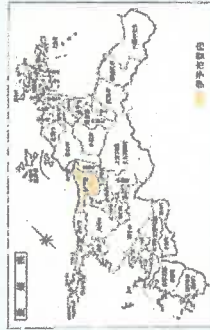
事業名称

- 1 小学校空気調和設備設置事業
- 2 中学校空気調和設備設置事業

令和元年 10 月 2 日

教育委員会事務局 学校教育課

小学校9校
中学校4校



事業者選定のスケジュール

日 程		内 容
平成 30 年	11 月 29 日 (木)	第 1 回選定委員会 ー落札者決定基準の審査ー
	12 月 4 日 (火)	学識経験者への意見聴取
		入札公告及び入札説明書等の公表
	12 月 26 日 (水) ～28 日 (金)	現地見学会
平成 31 年	1 月 11 日 (金)	入札説明書等に関する質問受付締切
	1 月 25 日 (金)	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
	2 月 1 日 (金)	入札参加資格審査書類の受付締切
	2 月 7 日 (木)	入札参加資格審査結果の通知
	3 月 8 日 (金)	入札書及び提案書の受付締切 入札価格等の確認
	3 月 25 日 (月)	第 2 回選定委員会 ー提案書に関する事業者ヒアリングー
	3 月 26 日 (火)	学識経験者への意見聴取
		落札者の決定及び公表 事業仮契約締結
	3 月 29 日 (金)	事業契約締結 (議会議決)

中学校	生徒数	設置 教室数
学校名		
港南中学校	628	35
伊予中学校	188	16
中山中学校	42	11
双海中学校	66	10
小計	924	72

普通 教室 総数	うち特別・ 支援学級
24	3
6	0
4	1
4	1
38	5

特別 教室 総数	うち 理科室	うち 図書室	うち 図書室	うち 図工室	うち 音楽室	うち 家庭科室	うち 生活科 教室	うち ランチ ルーム	うち 技術室	うち 美術室	うち 被服室	うち 調理室	うち 相戯室
11	4	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34	7	3	3	3	3	3	3	5	5	3	5	2	2

特別 教室 総数	うち 理科室	うち 図書室	うち 図書室	うち 図工室	うち 音楽室	うち 家庭科室	うち 生活科 教室	うち ランチ ルーム	うち 技術室	うち 美術室	うち 被服室	うち 調理室	うち 相戯室
11	4	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34	7	3	3	3	3	3	3	5	5	3	5	2	2

普通 教室 総数	うち特別・ 支援学級
24	3
6	0
4	1
4	1
38	5

特別 教室 総数	うち 理科室	うち 図書室	うち 図書室	うち 図工室	うち 音楽室	うち 家庭科室	うち 生活科 教室	うち ランチ ルーム	うち 技術室	うち 美術室	うち 被服室	うち 調理室	うち 相戯室
11	4	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34	7	3	3	3	3	3	3	5	5	3	5	2	2

普通 教室 総数	うち特別・ 支援学級
24	3
6	0
4	1
4	1
38	5

特別 教室 総数	うち 理科室	うち 図書室	うち 図書室	うち 図工室	うち 音楽室	うち 家庭科室	うち 生活科 教室	うち ランチ ルーム	うち 技術室	うち 美術室	うち 被服室	うち 調理室	うち 相戯室
11	4	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34	7	3	3	3	3	3	3	5	5	3	5	2	2

普通 教室 総数	うち特別・ 支援学級
24	3
6	0
4	1
4	1
38	5

特別 教室 総数	うち 理科室	うち 図書室	うち 図書室	うち 図工室	うち 音楽室	うち 家庭科室	うち 生活科 教室	うち ランチ ルーム	うち 技術室	うち 美術室	うち 被服室	うち 調理室	うち 相戯室
11	4	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34	7	3	3	3	3	3	3	5	5	3	5	2	2

普通 教室 総数	うち特別・ 支援学級
24	3
6	0
4	1
4	

中学校	学校名	生徒数	設置 教室数	普通		特別 教室		合計
				教室 総数	うち 支援学級	教室 総数	うち 保健室	
	港南中学校	628	21	0	0	7	2	
	伊予中学校	188	4	0	0	1	1	
	中山中学校	42	4	0	0	1	1	
	双海中学校	66	7	1	1	2	1	
	小計	924	36	1	1	11	5	
				14	1	1	1	
				24	4	4	4	
				55	12	12	13	
				24	15	24	15	
		2,865	81	2	2	2	2	
	合計	2,865	81	2	2	24	15	
				142	14	135	17.8%	
				40	2.5%	56	19.6%	
				6	0.0%	11	9.1%	
				4	0.0%	10	10.0%	
				8	16.7%	7	28.6%	
				24	0.0%	28	25.0%	

၇

市内小中学校空調関係 説明資料

1 学識経験者の意見聴取について

① 学識経験者（2名）

- ・ 松山赤十字病院 事業部病院建設課 課長補佐
- ・ 一般社団法人愛媛県建築士事務所協会 事務局長

※ 2名とも愛媛県職員OB 建築技術職

②意見聴取内容等

- ・ 事前（地方自治法施行令第167条の10の2第4項）

普通公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、予め、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

平成30年12月4日、落札決定基準の「項目」及び「配点」の妥当性についての意見聴取をした。⇒ 適当であるとの意見であった。

- ・ 事後（地方自治法施行令第167条の10の2第5項）

普通公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

平成31年3月26日、落札候補者の技術提案資料内容の確認や採点の妥当性についての意見聴取をした。⇒ 適当であるとの意見であった。

2 契約金額について

① 施設整備請負契約 C=625,320千円（税込み）

（内容）

- ・ 設計
- ・ 施工
- ・ 工事監理

② 維持管理業務委託契約 C=131,230千円（税込み）

（内容）

- ・ 対象教室数 新規225+既設84=309教室
- ・ フロン法点検（簡易+定期）
- ・ フィルター・機器清掃及び交換フィルター代
- ・ 運転・性能情報収集+修繕費
- ・ 管理諸経費+損害賠償保険料

3 契約の相手方

施工 株式会社四電工愛媛支店

設計・工事監理 株式会社総合設備コンサルタント広島事務所

4 契約期間について

- ① 施設整備請負契約 議会議決日（平成 31 年 3 月 29 日）から令和 2 年 3 月 31 日
- ② 維持管理業務委託契約 議会議決日（平成 31 年 3 月 29 日）から令和 12 年 3 月 31 日

【本事業全体の事業スケジュール】

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	→ 2030年 →
	3/29 本契約	第1回会議		第1・2 設計	第3 設計						空調機試運転開始		13校施工完了引渡し	
中2	伊予中学校	設計						施工				試運転期間		
中4	双海中学校	設計						施工						
小1	南山崎小学校	設計						施工				空調機試運転開始		
中3	中山中学校	設計						施工						
小5	中山小学校	設計						施工						
小7	下瀬小学校	設計						施工				試運転調整・取扱説明		
小8	由並小学校	設計						施工				試運転調整・取扱説明		
中1	港南中学校	設計						施工						
小2	北山崎小学校	設計						施工						
小3	郡中小学校	設計						施工						
小4	伊予小学校	設計						施工						
小6	佐礼谷小学校	設計						施工						
小9	翠小学校	設計						施工						

事業終了3月31日

維持管理期間 2020年4月1日開始

冬休み 12月29日、1月3日作業禁止

伊予市立小中学校空気調和設備設置事業者選定委員会設置要綱

平成30年11月12日

訓令第32号

(設置)

第1条 伊予市立小中学校空気調和設備設置事業の実施に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により事業者を選定するため、伊予市立小中学校空気調和設備設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合評価一般競争入札の実施に関すること。
- (2) 事業者からの提案及び見積りの評価に関すること。
- (3) その他事業者の選定に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 総務部長
- (4) 特命プロジェクト推進部長
- (5) 教育委員会事務局長
- (6) 総務部総務課長
- (7) 総務部財政課長
- (8) 未来づくり戦略室長

2 審査委員会の委員長には副市長を、副委員長には教育長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を招集する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から事業に係る契約を締結した日までとする。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員長が会議の議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員長は、必要があると認めたときは、選定委員会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

- 4 選定委員会の決定は、出席委員（委員長を除く。）の過半数により決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(学識経験者からの意見の聴取)

第6条 選定委員会は、次に掲げる場合は、あらかじめ学識経験者の意見を聴くものとする。

- (1) 令第167条の10の2第3項の規定により落札者決定基準を定めようとする場合

- (2) 令第167条の10の2第5項の規定により落札者を決定しようとする場合

- 2 市長は、前項の規定により、学識経験者から意見を聴くときは、当該学識経験者に対し、予算の定めるところにより報償費を支給するものとする。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会に諮り、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 3 0 年 1 1 月 1 2 日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、当該事業に係る契約を締結した日限り、その効力を失う。